進む資産の偏在と資産移転促進策の効果

~相続・贈与一体化の方向性と課題~

く要旨>

「人生 100 年時代」といわれるように、2020 年の日本人の平均寿命は、男女ともに過去最高を更新し、年間の死亡者のうち 90 歳以上が3割を占めている。その結果、親の資産を相続する相続人も高齢者という人は増えており、金融資産・実物資産ともに 70 歳以上が4割近くを保有するという状況にある。

相続による資産移転時期の高齢期シフトは、従来より問題視されており、2003年の相続時精算課税制度の創設に加え、各種非課税制度の実施など数々の資産移転促進策が実施されてきた。資産移転促進策実施前と比べて生前贈与の申告額が顕著に増加していることから効果はあったと考えられる。しかしながら、①資産移転時期の選択に中立的な制度を目指す、②資産移転により消費・経済の活性化を図るという目的に照らすと、②を優先させた結果、資産移転時期に中立的な制度である相続時精算課税の利用は低調で、暦年課税が増加している。

今後の方向性としては、①の資産移転時期の選択に対する中立性を重視したものとなるであろう。ただし、その実現のためには、資産の捕捉や長期間にわたる贈与記録の管理など、 執行上の煩雑さを軽減させるインフラ整備が必要不可欠であり、大きな課題でもある。

1. はじめに

「人生 100 年時代」となり寿命が大幅に延びたことで、資産の高齢層への偏在が加速している。 資産移転時期の高齢期シフトを緩和するためには、資産の移転を早期に促す必要性がある。しか しながら、わが国の贈与税は、相続税よりも累進度が高く生前贈与抑制的な制度となっていること から、これまで数々の資産移転促進策が実施されてきた。

こうした中、2021(令和3)年度税制改正で「資産移転の時期の選択に中立的な相続・贈与税に向けた検討」が明記され、今後は、より抜本的な相続税と贈与税の一体化に向けた見直しが行われることが見込まれる。そこで、本レポートでは、これまで実施されてきた資産移転促進策による生前贈与利用の変化や効果を確認するとともに、今後の方向性や課題について考察した。

2. 寿命が延びたことで加速した資産の高齢層への偏在

最初にわが国における年齢階層別の資産の保有状況を時系列に見て行きたい。

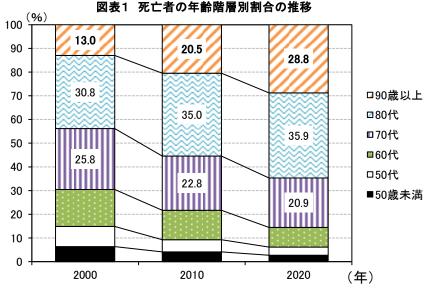
「人生 100 年時代」といわれるように、2020 年の日本人の平均寿命は、女性が 87.74 歳、男性 が 81.64 歳とともに過去最高を更新した。

死亡者の年齢階層別割合の推移をみると(次頁図表1)、80歳以上の割合は2000年に

43.8%だったのが 2020 年には 64.7%にまで増加している。

中でも、顕著に増えているのが 90 歳以上の割合で、2000 年の 13.0%から 2020 年には 28.8%とこの 20 年の間で約 16 ポイント上昇した。

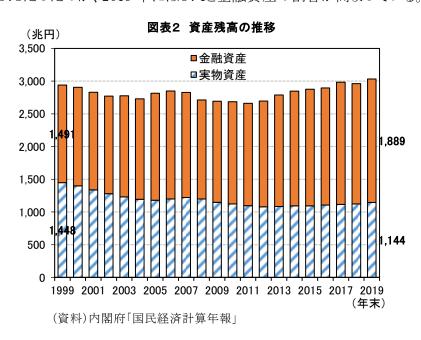
親の年齢が90歳以上の場合、この年代の平均出産年齢(1955年の第一子出生時の母親の 平均年齢は24.8歳)から推計すると子供の年齢は65歳以上が大半と考えられ、相続による資産 移転時期の高齢期シフトが一層進む要因となる。



(資料)厚生労働省「人口動態統計」

家計部門の金融資産及び、実物資産が過去 20 年間でどのように変化してきたかをみると(図表2)、実物資産は地価の下落を受けて 1999 年末の 1,448 兆円から 2019 年末に 1,144 兆円と 304 兆円減少した一方、金融資産は、1999 年末の 1,491 兆円から 2019 年末に 1,889 兆円と 398 兆円増加した。

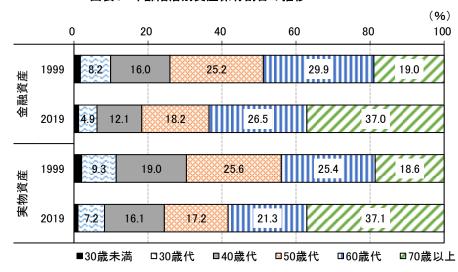
結果として総資産全体では微増にとどまっているが、金融資産と実物資産の構成比は、1999年末にはほぼ5:5だったのが、2019年には6:4と金融資産の割合が高まっている。



次に、金融資産及び、実物資産の保有状況を年齢階層別に確認すると(図表3)、2019年時点で、金融資産、実物資産ともに70歳以上が4割近くを占めている。

統計の制約上、あくまで参考値という位置づけになるが、1999 年時点では 70 歳以上が占める 割合はともに2割未満であったことを踏まえると、この 20 年間で資産の高齢層への偏在が加速し たことがうかがえる。

もちろん資産偏在の加速は70歳以上の人口割合が1999年の11%から2019年に22%へと増加した影響が大きい。加えて60歳代の人口割合がこの間、ほとんど変化していないにもかかわらず資産保有割合が減少していることを勘案すると、資産移転時期の高齢期シフトも少なからず影響していると推測する。



図表3 年齢階層別資産保有割合の推移

(資料)総務省「全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)」

3. 資産移転促進策による生前贈与利用の変化とその効果

資産移転時期の高齢期シフトについては、現役(若年)層に資産移転がしにくくなるという観点から、従来から問題視されてきた。

もともと我が国の贈与税は、相続税で課税されない部分を補完する必要性から、相続税に比べて累進性が強く、生前贈与抑制的な暦年課税のみであった。だが、生前贈与が利用しやすい環境となれば、現役層に早期に資産が移転されるとして、2000年代以降数々の資産移転促進策が実施されてきた。具体的には、相続時精算課税制度の創設(2003年~)、住宅取得資金の非課税制度(2010年~)、教育資金の非課税制度(2013年度~)、結婚・子育て資金の非課税制度(2015年度~)などである。

なお、相続時精算課税制度が創設されて以降の贈与税の課税方法は、従来からの暦年課税と 相続時精算課税の2つの課税方法が並立し、選択する形がとられている(次頁図表4)。

ELECT - VIT 3 Days Millions (EL				
	暦年課税	相続時精算課税		
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において60歳以上の親または祖父母		
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において20歳以上の子または孫		
選択変更	相続時精算課税への変更可	一度選択すると暦年課税への変更不可		
控除額	年間110万円	累計2500万円		
贈与税の計算	(1年間の受贈財産の合計価額―110万円)×税率―控除額	(受贈財産の累積合計価額―2500万円)×20%		
税率	累進(10%~55%)	20%		

図表4 贈与税の課税方法

(資料)調査部作成

相続時精算課税制度は、相続税と贈与税を一体化し、①資産移転時期の選択に中立的な制度を目指すこと、②次世代への資産移転及び高齢世代が保有する資産の活用を通じ、消費・経済の活性化を図ることを目的に創設されたものである。なお、「資産移転時期の選択に中立的」であるということは、相続であれ生前贈与であれ、どの時点で資産が移転されても、税負担が一定となり、意図的な税負担の回避も防止されることを指す。

そこで、以下では、国税統計年報をもとに、こうした資産移転促進策による生前贈与の利用の 変化と、上記①、②の観点からみた効果について確認する。

なお、贈与のうち暦年課税の非課税範囲内のため申告義務のないものについては、統計の制 約上把握することができないため、分析の対象外とした。

(1)資産移転促進策に伴って増えた生前贈与の利用

はじめに、贈与申告のあった課税取得財産価額の推移を確認する(図表5)。

資産価格の上昇が顕著であったバブル期を除く1995年から2002年まで(制度改正前)の課税取得財産価額は、約1.2~1.3兆円程度であったが、2003年の相続時精算課税制度の創設を機に2.3兆円に急増した。その後、やや減少し、2009年~2012年にかけて約1.5兆円程度で推移したものの、2013年以降は再び増加し、以降は毎年ほぼ2兆円程度で推移している。

こうした結果からは、資産移転促進策によって生前贈与の利用が増加したと言えるだろう。



(2)利用が低調な相続時精算課税制度

しかしながら、前頁図表5の内訳をみると少し違った姿が見えてくる。

贈与申告のうち相続時精算課税制度の利用についてみると(図表6)、2007 年をピークにその後は減少傾向に転じ、2010 年以降は概ねピーク時の半分程度の水準で推移している。

利用が低調な要因としては、一言でいえば制度を使うメリットが少なく、場合によってはデメリットにもなりうるということである。

図表7は相続時精算課税制度の主な利用阻害要因を列挙したものである。

例えば、利用が減少に転じた 2008 年はリーマンショックが起き、株価が大きく下落した時期と重なる。相続時精算課税は「贈与時点の時価で相続財産が確定される」ため、今後の価格の下落が予想される局面ではこうしたデメリットを強く意識させることとなったと推測される。

また、相続時精算課税制度は、贈与時点の非課税部分は確定ではなく、相続税の対象となった時点で合算して精算する仕組みのため、メリットを有するのは「確実に相続税の対象とならない場合」である。そのため、2015 年の相続税の課税対象の拡大(控除額縮小)は、「相続時点まで相続税の対象となるかどうかが確定しない」という不確実性や、今後もこうした制度変更がなされるリスクを強く認識させることとなったと考えられる。

以上を踏まえると、資産移転促進策を実施する目的のうち①資産移転時期の選択に中立的な制度を目指すことに関しては、思うように進んでいない実態が見えてくる。



図表7 相続時精算課税制度の主な利用阻害要因

- ・一度選択したら暦年課税に変更できない
- •相続時点まですべての贈与の申告が必要
- ・<u>贈与時点の時価で確定</u>されるため、資産価値の将来低下が見込まれる場合は利用しにくい(災害による滅失や財産価値の著しい低下などがあっても考慮されない)
- ・相続時点まで相続税の対象となるかどうかが確定しない (<u>贈与時非課税のメリットを享受できているのか不明</u>)
- ・受贈者が先に死亡した場合でも課税関係が完結しない
- ・小規模宅地特例が適用できない

(資料)調査部作成

(3)使い勝手が向上し、利用が増加した暦年課税

相続時精算課税制度にはこうした使いづらさがあり利用が低調である一方で、暦年課税については、2010年以降利用は増加している(次頁図表8)。

これは、2010年の住宅資金非課税制度(次頁図表9)や、2015年の直系尊属からの贈与を対象(20歳以上に限る)とした暦年課税税率の緩和(特例税率)措置(次頁図表10)などによって、暦

年課税の使い勝手が向上したことによる。

住宅取得資金の非課税制度は制度開始からコンスタントに利用されており、2010 年から 2019 年の累計で6兆円、利用者数も65万人に上る(図表11)。

図表8 暦年課税利用の推移



図表 10 贈与税の一般税率と特例税率

基礎控除(110万円)	一般の贈与		直系尊属から贈与を受 けた場合(20歳以上)	
後の課税価額	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	_	10%	_
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	15%	
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4500万円超	JJ/0		55%	640万円

(資料)調査部作成

図表9 住宅取得資金の非課税制度の概要

非課税限度額	一般住宅	良質な住宅用家屋	
乔林悦 似度額	500万円	1000万円	
対象	受贈者が贈与者の直系尊属、かつ20歳以上		
他の控除との併用	暦年課税、相続時精算課税ともに可		
申告手続き	必要(贈与を受けた年の翌年の申告期限内に 手続きした場合のみ適用される)		

(注)1. 表は2022年3月時点。

- 2. 非課税下渡額は震災特例が適用される場合はそれぞれ 500 万円上乗せ
- 3. 良質な住宅用家屋とは、①エネルギー性、②耐震性、③バリアフリー性のいずれかの性能の高い住宅を指す

(資料) 調査部作成

図表 11 住宅取得資金の非課税申告額と利用者の推移



住宅取得等資金の非課税制度は、まず同制度の非課税枠を利用し、さらに超える分について 相続時精算課税制度ないし暦年課税制度の基礎控除を選択して利用可能な建付けとなっている。 同等の非課税枠の恩恵が受けられるのであれば、あえて不確実性の高い相続時精算課税制度 の方を選ぶメリットは少ないだろう。 暦年課税の使い勝手の向上は、資産移転を促進させ②の経済活性化につながったと考えられるものの、相続時精算課税の利用を抑制する要因にもなったといえる。

(4)教育資金、結婚・子育て資金の非課税制度

最後に、住宅取得資金と並んで、現役世代の資金ニーズが強いとして追加的措置として導入された教育資金や結婚・子育て資金に対する非課税制度について確認する。

この制度は、直系尊属の父母・祖父母が子・孫の教育資金、あるいは結婚・子育て資金を一括で贈与する場合に一定の金額までを非課税とする特例を受けることができる制度である(図表 12)。

教育資金の非課税制度はもともと 2013 年4月から 2015 年度末までの特例措置としてスタートしたものだが、使途を拡大させ、高齢者の持つ資産を有効活用させる目的で、2015 年4月からは結婚・子育て資金の非課税制度も加わり、現状 2023 年度末までの延長が決定している。

	教育資金	結婚・子育て資金	
非課税限度額	1500万円	1000万円	
	(学校等以外への支出の場合500万円)	(結婚の支出は300万円が限度)	
	・学校等への入学金や授業料	・挙式費用や新居の住居費などの結婚費用	
使途の範囲	・通学定期券代、留学渡航費	・不妊治療費や出産費用、子の保育費など	
	・学校等以外の塾や習い事の月謝等	の子育て資金	
管理契約の終了	子や孫が30歳に達した日(一定の条件で 40歳まで延長可)	子や孫が50歳に達した日	
使い残しの扱い	契約期限終了:贈与税が課税		
	贈与者死亡:相続財産に加算(孫の場合は孫の相続税額を2割加算)		
使途のチェック	金融機関が領収著などをチェックし、書類を保管		
暦年課税との併用	可		

図表 12 教育資金、結婚・子育て資金の非課税制度の概要

(資料)調査部作成

両制度の特徴的な点は、住宅取得資金の非課税制度と異なり、贈与する側が先に資金を信託として拠出し、受贈者側が実際に資金を利用されるまでにはタイムラグがあるという仕組みとなっていることである。

非課税拠出額と利用者数の推移をみると(次頁図表 13)、教育資金(図表・左)は、2013 年から 2019 年の累計で非課税拠出額が 2.5 兆円、利用者数は 38 万人に達する一方、結婚・子育て資金(図表・右)については、2015 年から 2019 年の累計で、非課税拠出額が 253 億円、利用者数は 0.8 万人とその規模は教育資金に比べ格段に小さい。

両制度とも制度発足時に比べて直近の利用(拠出額)は減少傾向にあるが、信託による管理が終了した支出額は年々増加傾向にある。

増加傾向にあるとはいえ累計支出額は、教育資金で654億円、結婚・子育て資金で13億円に止まり、累計拠出額からみれば、教育資金で2.7%、結婚子育て資金で5.1%を占めるにすぎない。

教育資金の非課税拠出額と利用人数の推移 結婚・子育て資金の非課税拠出額と人数の推移 (億円) (億円) (万人) (人) 6000 9 100 4000 ■非課税拠出額(目盛左) ■非課税拠出額(目盛左) 8 3500 5000 ✓✓ 支出額(目盛左) ☑ 支出額(目盛左) 7 80 -利用者(目盛右) 3000 人数(目盛右) 4000 6 2500 60 5 3000 2000 4 40 1500 3 2000 2 1000 1000 20 260 1 182 500 121 4.9 66 0.3 4 21 2.6 3.6 1.5 0.2 0 0 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 (年) 2015 2016 2017 2018 2019 (年) (資料) 国税庁「国税統計年報」

図表 13 教育資金及び結婚・子育て資金の非課税拠出額と利用者の推移

このように両制度とも、拠出は一括で実施されるものの、贈与を受け取る側が必要な時に随時贈与できるため、①の目的に適い、かつ贈与者側・受贈者側のニーズをうまくくみ取った制度といえる。一方で、実際の支出までに長い年月を要するため、②経済活性化という点からは即効性がないのは否めない。

4. 資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて不可欠なマイナンバーの活用

以上で確認したように、①の資産移転時期の中立化と②の経済活性化という目的は、②を優先させようとすると、移転時期の選択に中立的ではない暦年課税の利用が促される、というある種の矛盾を抱えており、現行の相続時精算課税制度には改善すべき点が多い。

そのため、今後の制度の見直しの方向性としては、①の資産移転時期の選択に対する中立性 を重視していくとみられ、具体的にはアメリカ、ドイツ、フランスの制度が参考になる(図表 14)。

納税者が遺言執行人か相続人か、課税対象期間が一生涯か一定期間か、といった違いがあり、 日本で適用させる場合においても様々な形が考えられうる。

ア刈カ ドイツ・フランス 日本 課税方式 遺産課税方式 遺産取得課税方式 法定相続分離課税方式 納税義務者 遺言執行人等 相続人等 相続人等 贈与税と相続税の関係 一体 一体 別体系 【曆年贈与課税】 -生涯の生前贈与額(年 - 定(10年ないし15年)の 死亡前3年分贈与額+相続財産 課税対象 間基礎控除額を除く)+ 累積期間内の贈与額+相 【相続時精算課税】 相続財産(遺産) 続財産 相続時精算課税選択後の贈与 税額+相続財産の額 【曆年課税】: 非中立的 資産移転の時期の中立性 中立的 中立的 【相続時精算課税】中立的

図表 14 アメリカ・ドイツ・フランス・日本の相続・贈与税の体系の比較

(資料)財務省「税制調査会資料」

はっきりしていることは、どんな形になるにせよ、資産の捕捉や長期間にわたる贈与記録の管理など、税務執行上の煩雑さを軽減させるインフラ整備が欠かせないということであり、わが国に当てはめるとマイナンバーの活用やデジタル化の推進である。

このうち資産の捕捉に関しては、2015 年度税制改正で財産債務調書制度が創設され、以降、 所得 2000 万円超かつ3億円以上の財産を有する層に対する申告義務が課されてきた。

また、2022 年度税制改正においては、所得要件を設けずに(極端な例でいえば所得がゼロでも)財産の価額の合計額が 10 億円以上のものも提出義務者の対象に加えられるなどさらなる強化が図られている(2023 年分以降適用)。

一方で、マイナンバーの活用、特に預貯金口座との紐づけ「に関しては、すでに 2018 年から公正な社会保障給付や税負担の実現に資するという観点から実施されているものの、あくまで任意であり、手続きの煩雑さから思うように進展してこなかった。

2021 年5月に「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律」が成立(施行は公布日から3年以内、令和6(2024)年度予定)したとはいえ、預貯金口座付番の義務化はされず、あくまで手続きの煩雑さの解消(登録は金融機関の窓口限定からマイナポータルでも実施可、一度に複数の金融機関の口座付番が可能など)にとどめていることから、今後どの程度進展するかは未知数である。

5. おわりに

資産移転時期の高齢期シフトという問題への対応として、長年にわたり資産移転促進策が実施されてきたが、その効果のほどは定かではなく、様々な優遇措置等を実施する中で弊害も目立つようになってきた。

現役世代は、社会保障負担が重くのしかかり、多少の賃上げでは実質的な所得が増えにくい 状況に置かれており、高齢者の資産を活用するという施策は理にかなっているように思われる。

しかしながら、人生 100 年時代となり、長生きリスクが一層意識される中、自らの生計に不安なく、 さらに移転させるだけの十分な資力を有する人は限られるうえ、社会保障制度への信頼感が低ければ一時的に所得が増加してもそれが貯蓄に向かうのは明らかである。

真に経済活性化を考えるのであれば、現役層の恒常的な所得の向上が不可欠であると同時に、 社会保障の負担と受益が世代間で異なることから、所得のみならず資産も加味した社会保障負担 の仕組みに変え、現役世代から高齢層への移転を少しでも緩和する必要があるだろう。

そのためにも、資産の捕捉や長期間にわたる贈与記録の管理など、税務執行上の煩雑さを軽減させるインフラ整備としてマイナンバーの活用が進むことを期待したい。

(調査部 業務調査チーム 貞清 栄子:Sadakiyo_Eiko@smtb.jp)

¹ 預貯金口座との紐づけは、現在マイナンバーカード取得促進策としてポイント対象となっている「迅速な給付のための公金受け取り口座の登録」とは全く異なるものである。

[※] 調査月報に掲載している内容は作成時点で入手可能なデータに基づき経済・金融情報を提供するものであり、投資勧誘を 目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解を示すものではありません。